



平成28年4月28日

各 位

会 社 名 シキボウ株式会社
代表者名 取締役社長 能條 武夫
コード番号 3109
問合せ先 取締役 総務部担当 経営管理部長
清原 幹夫
TEL(06)6268-5411

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を目的として、平成28年6月29日開催予定の当社第203期定時株主総会において承認されることを条件に、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るものであります。

(2) 移行の時期

平成28年6月29日開催予定の当社第203期定時株主総会において、必要な定款変更が原案どおり承認された場合、同日付で、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

①「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」という。）が平成27年5月1日に施行され、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。取締役会の監督機能の強化による一層のコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、当該移行のために、所要の変更を行うものであります。

②改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたこととともに、業務執行取締役等でない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、所要の変更を行うものであります。なお、当該定款変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

③機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議によって行うことができるよう、剰余金の配当等の決定機関に関する規定を新設するものであります。

- ④株主総会ならびに取締役会の招集者および議長について、機動的な運営をはかるべく、規定の整備を行うものであります。
- ⑤その他上記の各変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

(2)定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 目程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月29日(水)
定款変更の効力発生日	平成28年6月29日(水)

4. その他

役員人事その他につきましては、決定次第、速やかにお知らせいたします。

以上

【別紙】

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略) (機 関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 (公告方法) 第5条 (条文省略) 第2章 株式 第6条 (条文省略) (自己の株式の取得) 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。 第8条～第12条 (条文省略) 第3章 株主総会 (招 集) 第13条 当会社の <u>定期総会</u> は毎決算期の翌日から3カ月以内に招集し、 <u>臨時総会</u> は必要がある場合に随時招集する。 2 <u>総会</u> は、法令に特に定められた場合を除いては、取締役会の決議によって <u>取締役社長</u> が招集し、 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、別に取締役会が定める順位によって他の取締役が招集する。 第14条～第15条 (条文省略) (議 長) 第16条 <u>総会</u> の議長は、 <u>取締役社長</u> がこれに当たり、 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、別に取締役会が定める順位によって他の取	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり) (機 関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 (削除) 2. <u>監査等委員会</u> 3. 会計監査人 (公告方法) 第5条 (現行どおり) 第2章 株式 第6条 (現行どおり) (削除) 第7条～第11条 (現行どおり) 第3章 株主総会 (招 集) 第12条 当会社の <u>定期株主総会</u> は毎決算期の翌日から3カ月以内に招集し、 <u>臨時株主総会</u> は必要がある場合に随時招集する。 2 <u>株主総会</u> は、法令に特に定められた場合を除いては、取締役会の決議によって <u>代表取締役</u> （複数の場合には、あらかじめ取締役会において定めた順序により先順位の代表取締役とする。）が招集し、 <u>代表取締役</u> に事故があるときは、別に取締役会が定める順位によって他の取締役が招集する。 第13条～第14条 (現行どおり) (議 長) 第15条 株主総会の議長は、 <u>代表取締役</u> （複数の場合には、あらかじめ取締役会において定めた順序により先順位の代表取締役とする）

現行定款	変更案
締役がこれに代わる。	。)がこれに当たり、代表取締役に事故があるときは、別に取締役会が定める順位によって他の取締役がこれに代わる。
(決議の要件) 第17条 総会の決議は、法令またはこの定款に特に定められた場合を除いては、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。	(決議の要件) 第16条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に特に定められた場合を除いては、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
第18条～第19条 (条文省略)	第17条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員 数) 第20条 当会社の取締役は、25名以内とする。	(員 数) 第19条 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役は25名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。
(新設)	
(選 任) 第21条 取締役は、株主総会で選任する。	(選 任) 第20条 取締役の選任は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役を区別して行う。
2～3 (条文省略)	2～3 (現行どおり)
(任 期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、補欠によって選任された取締役の任期は、前任取締役の残任期間と同一とする。	(任 期) 第21条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3 補欠によって選任された監査等委員である取締役の任期は、前任の監査等委員である取締役の残任期間と同一とする。
(新設)	
(代表取締役および役付取締役) 第23条 (条文省略)	(代表取締役および役付取締役) 第22条 (現行どおり)
2 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。	2 取締役会は、その決議によって取締役である会長および社長各1名ならびに副社長、専務および常務各若干名を選定することができる。
第24条 (条文省略)	第23条 (現行どおり)
(取締役会の権限) 第25条 取締役会は、法令またはこの定款に特に定	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>められた場合のほか、重要な業務執行を決定する。</u></p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第 26 条 取締役会は、法令に特に定められた場合を除いては、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、別に取締役会が定める順位によって他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に特に定められた場合を除いては、<u>代表取締役</u>（複数の場合には、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により先順位の代表取締役とする。</u>）が招集し、その議長となる。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、別に取締役会が定める順位によって他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 27 条 取締役会を招集するときは、各取締役<u>および各監査役</u>に対して会日から 3 日前までに通知を出す。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会を招集するときは、各取締役に対して会日から 3 日前までに通知を出す。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の決議の要件)</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の要件)</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 27 条 取締役会の決議により、重要な業務執行（法令が定めるところを除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令が規定する限度額の範囲内で免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令が規定する限度額の範囲内で免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>）との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削除)</p>
<p>(員 数)</p> <p>第 30 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(選 任)</p> <p>第 31 条 監査役は、株主総会で選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、補欠によって選任された監査役の任期は、前任監査役の残任期間と同一とする。</p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第33条 監査役会を招集するときは、各監査役に対して会日から3日前までに通知を出す。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議の要件)</u></p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令が規定する限度額の範囲内で免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削除)
(新設)	
(新設)	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員若干名を選定することができる。</p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第30条 監査等委員会を招集するときは、各監査等委員に対して会日から3日前までに通知を出す。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の決議の要件)</u></p> <p>第31条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって</p>

現行定款	変更案
第6章 計 算	第6章 計 算
第36条 (条文省略) (新設)	第32条 (現行どおり) (<u>剩余金の配当等の決定機関</u>) 第33条 当会社は、剩余金の配当等会社法第459条 第1項各号に掲げる事項については、法令 に別段の定めがある場合を除き、取締役 会の決議によって定めることができる。
(剩余金の配当の基準日) 第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月 31日とする。 (新設)	(剩余金の配当の基準日) 第34条 (現行どおり) 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月 30日とする。
(中間配当) 第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9月30日を基準日として中間配当をする ことができる。	(削除)
第39条 (条文省略) (新設) (新設)	第35条 (現行どおり) (附則) (<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>) 第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に より、第203期定期株主総会において決議 された定款一部変更の効力が生ずる前の任 務を怠ったことによる監査役（監査役であ った者を含む。）の会社法第423条第1項の 損害賠償責任について、取締役会の決議に よって、法令が規定する限度額の範囲内で 免除することができる。

以 上